

(留意事項)

1 算定方法

(1) 通常の算定方法

① 前々年度の決算に計上された職員区分毎の給与の総額 × 職員区分毎の負担金率 = A (円未満切り捨て)
(令和5年度確定負担金の給与の総額)

② A × 理事長が定める率 (職種ごとの率) = 概算負担金額 (円未満切り捨て)

※上記のように①・②2つの時点で、円未満切り捨ての端数処理をします。

(2) 令和7年度に新設される団体及び令和6年度に新設された団体の算定方法

令和7年度の予算に計上された職員区分毎の給与の総額 × 職員区分毎の負担金率 = 概算負担金額

※この場合の理事長が定める率は、「1.000」として算定すること。 (円未満切り捨て)

(3) 令和5年度途中に新設された団体については、上記(2)の算定方法によることができます。

2 令和7年度の概算負担金の算定基礎となる「給与の総額」は、令和5年度の決算に計上された給与の総額 (退職手当・児童手当及び子ども手当を除いた額) とすること。なお、この給与の総額は、令和6年度に提出した令和5年度確定負担金の「給与の総額」と一致すること。円単位であること。

3 令和7年度の概算負担金にかかる理事長が定める率については、別添「令和7年度概算負担金報告書 (様式第6号)」の算定基礎中に記載のとおりであるが、職員区分毎に異なるため注意すること。

なお、理事長が定める率を用いることで、実態と著しく乖離するおそれのある地方公共団体は、令和7年3月11日 (火)までに当支部に申し出ること。

4 令和5年度確定負担金における過納額を、令和7年度概算負担金に充当する処理を行った団体等については、概算負担金の納付額に誤りがないよう特に注意すること。

5 令和7年度概算負担金報告書様式下部の注意事項を確認すること。

6 概算負担金の納付は、当支部担当者より報告書の審査確認の連絡を受けた後、納付すること。

7 廃置分合された団体については、地方公務員災害補償基金沖縄県支部ホームページに掲載されている「概算負担金の算定について (平成15年11月25日地基経第64号理事長通知)」を確認すること。

8 提出した概算負担金報告書 (様式第6号) については、各地方公共団体等で写しを必ず保存すること。

- 9 提出期限、納付期限の遅れは、沖縄県支部（県内全地方公共団体）の報告の遅れにつながるので厳守すること。
- 10 負担金納付の際は、別添所定の納付書により納付すること。
- 11 報告書様式の電子ファイルは、地方公務員災害補償基金沖縄県支部ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/jinji/1023183/1016688/1016690.html>

地方公務員災害補償基金沖縄県支部 （沖縄県総務部職員厚生課内） 電 話：０９８－８６６－２１２７ ＦＡＸ：０９８－８６２－８８９４ 担 当：古波津 E-mail：n.kohatu@chikousai.jp
